

令和4年12月28日

小諸市長 小泉俊博 様

小諸市国民健康保険運営協議会  
会長 依田勝彦

### 小諸市国民健康保険税率について（答申）

令和4年12月5日付4市第535号で諮問のありました小諸市国民健康保険税率について、当協議会で審議した結果、附帯意見を添え下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 答申

小諸市国民健康保険税率（以下「税率」という。）については、長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針（保険料水準等の統一に向けたロードマップ）を受け、県内の国民健康保険税率水準の統一に向けた改定が必要だと判断します。

県の方針に沿って資産割は廃止するのが妥当であり、現在の財政状況を踏まえれば、令和5年度の税率は、諮問のとおりとすることが適当と判断します。

なお、県が示す標準保険料率と乖離している税率については、令和9年度を目途に段階的に税率を改定するべきであると判断します。

##### 2 附帯意見

- （1）長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針（保険料水準等の統一に向けたロードマップ）を受け、県内の国民健康保険税率水準の統一に向けた更なる検討を進めること。
- （2）特定健康診査・特定保健指導を引き続き行い、早期発見、早期治療による重症化予防につなげ、被保険者の健康維持を図ること。
- （3）国民健康保険税の収納対策に更なる力を注ぎ、収納率の向上に努めること。
- （4）国保に関する法改正等があった場合は、速やかに適用すること。